

**問23 有限責任事業組合（LLP）の出願について（四法共通）**

有限責任事業組合契約に関する法律が平成17年8月1日から施行されたため、有限責任事業組合（LLP）を設立しましたが、LLPで特許出願できますか。

答： 有限責任事業組合契約に関する法律が平成17年8月1日から施行され、民法組合の特例として有限責任制、内部自治原則、構成員課税などを特徴とする「有限責任事業組合」（LLP：Limited Liability Partnership）が設立できることとなりました。

しかし、LLPには法人格はないため、組合財産は、全組合員の共有（合有）となります。また、組合員は清算前の分割請求はできません。

このため、特許出願は全組合員の共同出願となり、組合財産の持分に応じた持分を【特許出願人】の欄に記載する必要があります。また、【その他】の欄には、「LLPの持分である旨」を記載しなければなりません。

なお、持分等の記載をしないまま出願したときは、通常共同出願として扱われるため、出願人名義変更届により、出願人相互の持分を追加することとなります。